

分みつ糖工場効率化支援事業におけるトラッシュ率測定省力化実証試験  
に係る一般競争入札（総合評価落札方式）実施説明書

1. 業務名

「トラッシュ率測定省力化実証試験」

2. 業務内容

別添「トラッシュ率測定省力化実証試験に係る仕様書」のとおり

3. 契約期間

契約確定日から令和2年2月29日

（契約額には、消費税及び地方消費税を含む）

4. 提出物

（1）企画提案書（様式自由）

下記事項を盛り込み、提出者の記名、押印をした企画提案書を作成、提出すること。

①業務の実施方針

仕様書に記載された委託内容についての基本的な考え方等について記載する。

②業務実施上の留意する点

業務を実施する上で、留意している点や発注者や実施工場に対する要望事項等について記載する。

③契約期間中の業務遂行スケジュール

業務遂行の具体的スケジュールについて一覧表を作成する。

④業務実施体制

受注者の概要（資本金、系列、沿革等）、業務実施体制として業務に対応する責任者及び技術者の氏名及び取得資格、経験年数等を記載する。

（2）見積書

業務実施にあたって必要な経費を盛り込んだ全体経費積算書を作成、提出すること。なお、見積額は、消費税及び地方消費税を含んだ金額とすること。

### (3) 契約に係る指名停止等に関する申立書

別記様式第2号により、農林水産省の機関から物品・役務契約に係る指名停止等の措置を受けていないことを申し立てる申立書に記名、押印し、提出すること。

※注1 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

注2 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令または課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

## 5. 参加資格、選定評価基準

### (1) 企画提案書及び見積書の提出者に要求される資格

- ①本件と類似の契約において、指名停止措置等の違反行為のないこと。
- ②予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ③会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者または民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

### (2) 企画提案書及び見積書を特定するための評価基準

- ①企画提案書の内容と業務の実施方法  
業務に対する基本的考え方と事業の目的や趣旨との整合性
- ②業務実施主体の適格性  
実施体制の適格性、知見、専門性等の有無
- ③見積額  
予定金額を下回り、低価格であること

## 6. 手続き等

### (1) 担当部局

〒105-0003 東京都港区西新橋1丁目19-3 第2双葉ビル  
日本甘蔗糖工業会 事務局 担当：小松、内田  
TEL 03-3501-5066 FAX 03-3593-0931  
E-mail [nikkanko@juno.ocn.ne.jp](mailto:nikkanko@juno.ocn.ne.jp)

### (2) 企画提案書、見積書等の提出期限、場所及び方法

- ①提出期限 令和元年8月26日(月)17時00分
- ②提出場所及び方法 「(1) 担当部局」に同じ(持参または郵送)
- ③提出部数 企画提案書5部 見積書5部 別記様式第2号2部
- ④提出された企画提案書等の取扱い
  - ア 提出された企画提案書等は、競争入札における契約候補者の選定以外の目的では使用しない。
  - イ 提出された企画提案書等は返却しない。

## 7. 落札者の選定

### (1) 選定方法

落札者は、応募者からの企画提案書等を用いて、企画提案書及び見積書  
を特定するための評価基準に基づき、日本甘蔗糖工業会入札・契約手続審  
査委員会による審査を行い決定する。

### (2) 落札者決定の通知

落札者の決定は、応募者全員に文書で通知する。  
なお、審査結果や内容についての問合せには一切応じない。

別記様式第2号（第9関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

令和元年 月 日

日本甘蔗糖工業会  
会長 田村 順一 殿

所在地  
団体名  
代表者の役職及び氏名 印

当社は、貴殿発注の物品・役務契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から物品・役務契約に係る指名停止等の措置を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。